

東京都市計画特別工業地区の変更（板橋区決定）

都市計画特別工業地区を次のように変更する。

面積欄の（）内は変更前を示す。

種類	面積	備考
第1種 特別工業地区	約 ha 30.8 (100.3)	東京都板橋区特別工業地区建築条例（平成16年条例第23号） 〔規制内容の概要〕 第1種特別工業地区 ・ 工業地域内に指定し、水質汚濁、大気汚染及び悪臭等の公害防止を図るため、工場の用途による規制を行う。
第2種 特別工業地区	約 ha 109.9 (109.9)	第2種特別工業地区 ・ 住宅の混在率の高い準工業地域内に指定し、居住環境の保全及び中小工場の保護を図るため、工場の用途及び規模による規制並びに風俗営業関連施設の規制を行う。
都市型産業 育成地区	約 ha 69.5	都市型産業育成地区 ・ 工業地域及び工業専用地域内に指定し、火災・爆発等による事故防止を図ると共に都市型産業を育成するため、工場の用途による規制を行う。
合計	210.2ha	

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由：工業地域及び工業専用地域内における産業を育成する観点から検討した結果、特別工業地区を変更する。

新旧対照表

種類	新旧対象面積表			
	新	旧	増減[A-B]	備考
	面積[A]	面積[B]		
特別工業地区	約 ha 30.8	約 ha 100.3	約 ha $\Delta 69.5$	
	約 ha 109.9	約 ha 109.9	約 ha 0.0	
	約 ha 69.5	約 ha	約 ha 69.5	
合計	約 210.2ha	約 210.2ha	0.0ha	

変更概要

変更箇所	変更前	変更後	面積	備考
板橋区新河岸二丁目、舟渡三丁目、蓮根三丁目、坂下三丁目、東坂下一丁目、東坂下二丁目及び小豆沢四丁目各地内	第1種特別工業地区	都市型産業育成地区	約 69.5 ha	新たに定める「都市型産業育成地区」に変更